

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 消 防 局

ページ

○ 消防法の規定による措置命令【消防局戸畑消防署予防課】

2

北九州市消防局公告第1号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年11月2日

北九州市戸畑消防署長 谷 延 正 夫

1 防火対象物の所在地

北九州市戸畑区旭町6番20号及び21号

2 防火対象物の名称

武道具ムサシ、駅前横丁

3 命令を受けた者

福岡県北九州市戸畑区牧山二丁目10番37号 松原弘幸

4 命令事項

(1) 平成30年2月7日までに、法で定める技術上の基準に従い、自動火災報知設備を設置すること。

(2) 平成29年11月27日までに、2階ファッションマッサージ天国に法で定める技術上の基準に従い、通路誘導灯を設置すること。

5 命令年月日

平成29年10月27日